

プロイセン憲法紛争と国民自由党の成立

望 田 幸 男

【要約】 複雑な内部矛盾を孕みつつも、そこに長期にわたる政治的安定が切り開かれたとき、その安定のメカニズムの解明に関心がそがれる。ここでは、十九世紀六〇年代のプロイセン憲法紛争の收拾事情を、国民自由党の成立に焦点をしぼって問題とした。国民自由党の成立は、自由主義の体制内化の完成を意味すると同時に、自由主義党の圧力団体化の起点となるものであった。このような「正」「負」の問題性の歴史的究明は、ドイツにおけるその後の政治的安定のメカニズムと、それを主体的に支えたビスマルクのレアル・ポリテイクの構造を解明する基礎作業の一つとなろう。

はじめに

近年「政治的安定」のメカニズムの研究として、政治家と政治状況との対応関係が注目されつつある。そこでは、社会経済的な諸条件の解明よりも、それらをも含む客観的与件の中で、特定の方策を選択し、特定の方向に事態を切り開いていく政治家のリーダーシップの問題に関心が集中されている。いまだイン近代史にその一つのケース・スタディを求めるとき、ただちにビスマルクのレアル・ポリテ

イクが想起されるであろう。ビスマルクの伝記的研究はしばらくおくとして、その現実主義的思考の形成を、その内側から追求した研究としては、すでに、わが国でも林健太郎教授の業績がある^①。しかし、彼の統治活動をその時期における政治的安定の問題と関連させて検討しようとするとき、彼のレアル・ポリテイクの構造分析や形態学的分析に立ち入るに先立って、まず、その展開した政治的与件を明らかにしておかねばならない。

ではその政治的与件とはなにか。結論的にいえば、一つ

は保守勢力内部における守旧的反動主義が政治の舞台の後景に押しやられることであり、二つは同様な意味で自由主義勢力内部の急進主義の問題である。というのは、これら二つの政治潮流のいずれか一方のみでも猫狽をきわめている限り、それは他方の台頭を誘発し、遂には両者の激突をもたらし、現実主義的保守主義の形成と展開とは不可能になるからである。いや、むしろそれは、これら二つの政治潮流との両面における相剋の中で自己形成をとげるのである。

さて筆者はさきに十九世紀六十年代憲法紛争期におけるユンカー的保守勢力の分析を試みたが、そこには守旧的反動主義のマントイフェル路線が挫折し、現実主義的保守主義のビスマルク・ローン路線による紛争の収拾がみられた。しかしそうしてえられた紛争の終焉は政治的安定は、ビスマルクの対外的軍事的成功という条件なしでは考えられず、軍事力の専政主義的強化のために奮闘したマントイフェルらの「政治的遺産」の否定をもたらすものではありえなかつた。したがってビスマルクのレアル・ポリテイクも守旧的反動主義の完全な克服のうえにはなく、あの軍政二

元構造という近代ドイツにとって運命的な問題性を孕みつつ展開していくのであつた。

本稿はユンカー的保守勢力の分析によってえられた右のような諸命題を、さらにブルジョア的自由主義勢力の分析によってえられた諸命題と照合しようとするものである。従つて、本稿はビスマルクのレアル・ポリテイク展開のための政治的与件を問題とするものにすぎない。このような視角に立つとき、その分析対象の凝集地点に浮び上つてくるものこそ「国民自由党の成立」の問題である。憲法紛争期に再度の対外的危機を契機に高揚したナシヨナリズムの高潮に洗われる中で、紛争の終焉とオーバー・ラップしながら反政府闘争の主力、ドイツ進歩党の鋭鋒は次第に鈍磨し、その解体過程が進行する。そして、その解体のなかから生れ出でたのが国民自由党の「プロイセンにおけるケルン」である。これは、たんに新政党の出現というにとどまらず、ドイツ自由主義のメイン・カレントが、急進主義から改良主義へ、理念主義から現実主義へ、「自由」中心主義から「統一」中心主義へという転換を完成し、四八年三月革命以来くすぶりつづけてきた模糊とした思想と政治

との状況に最後の決着をつけたものであった。

国民自由党の成立の意味を、とりあえず右のようにとらえうるとすれば、分析の方向は以下のようにならざるをえない。すなわち、ドイツ進歩党の結成・高揚・解体のプロセスを追いながら、そのなかに国民自由党の「プロイセンにおけるケルン」が如何に生成・発展・開花していったか、そして、それが一方においてビスマルクのレアル・ポリテイク展開の安定要因となると共に、他方においてそれ如何なる「負」の問題性を刻印付けていったか、問題はどのように立てられよう。^⑥

① 林健太郎「ビスマルクの国民思想」〔『独逸近世史研究』近藤書店・昭和一八年刊〕

② 拙稿「統帥権独立の論理と活動——プロイセン憲法紛争によせて——」〔『西洋史学』54〕

③ 憲法紛争史に関する文献は、右の拙稿参照、それにつけ加えて、*Pfanzagl, O., Bismarck and the Development of Germany, Vol. I: The Period of Unification 1815-1871. Princeton U. P. 1963. Carr, W., Schleswig-Holstein, A Study in National Conflict. Manchester U. P. 1963. Weber, R., Kleinbürgerliche Demokratie in der deutschen Einheitsbewegung 1863-1866.*

Borlin 1962. ウェバーのものは、中・南西部の民主派の分析。なお、本稿でふれられているビスマルクのレアル・ポリテイクは、帝國建設までのものであることはいうまでもない。帝國建設後における普選法の実施、社会民主党や中央党の出現などにもなる政治構造の変化の中で、ビスマルクの統治活動自体にも新たな波動がみられる。しかし、私は、その基本的な論理構造は、帝國建設前に確立されたと予想している。

一

十九世紀六十年代にはドイツ統一の要求は、もはやブルシェンシャフト運動にみられるような理念的なものではなく、「経済的必要物」となっていた。産業資本主義の進行にともなう国内市場の統一という切実な要求にとって、小邦分立にまつわるもろもろの地方割拠的諸制度は耐えがたい桎梏と化していた。ここにおいてプロイセン中心のドイツ統一というプロイセンの「ドイツ的使命」の遂行は、プロイセンの自由主義者のみならず、関税同盟の発展によってプロイセンに経済的に結びついてきた中小邦のブルジョアにとっても共通の悲願となっていた。しかし、これら自由主義者たちには、このプロイセンの「ドイツ的使命」

は、諸邦の自由主義化とくにその起動力としてのプロイセンの自由主義化なしには遂行しえないものと思われていた。自由主義化されたプロイセンのみが、全ドイツの共感と支持のもとに、あの解放戦争の如く国民的興奮を呼び醒しうると思われていた。自由主義にとってナシヨナリズムは不在のイデーではなく、両者は密接に結び合されていたのである。しかし、状況全体をコントロールしうる核心的問題は、なによりもプロイセンにおける自由主義化すなわち憲法闘争の勝利にあると考えられていたのである。「自由」から「統一」へ、このプランとイメージこそ自由主義者の最大公約数的見地であり、自由主義者のどんな動揺も偏倚も、この大枠を抜け得るものではなかった^①。このような自由主義的信条の転換を象徴するものこそ、ほかならぬ国民自由党の成立である。そこで憲法紛争当初の自由主義勢力のメイン・カレントを右のようなものとしても、そのなかにあつて後年の転換に連なるモメントに注目しておかねばならない。では次に自由主義勢力内部の諸傾向を一瞥しておこう。

憲法紛争期における自由主義の党派形成は幾度かの変転をみせたが、その大勢を一貫してリードしてきたのは進歩党と中央左派とである。そこでこれら二党派のリーダーたちの言動に注視するとき、そこに以下のようなグループの存在を発見できる。まずもつとも急進的なヴァルデック (Franz Leo Benedict Waldeck 1802-70) のグループ、次いでもつとも穏健なジーンル (Heinrich von Sybel 1817-95) のグループ、この二つのグループを左右の両極端に位置するものとすれば、その間にシュルチェ『デーリッチ (Franz Hermann Schulze-Dehitzsch 1808-1883)』トウヘステン (Karl Twisten 1820-70)、『ラスカー (Edward Lasker 1829-84)』フオン・ウンルウ (Hans Viktor von Uruh 1806-84)、『ミハエリス (Otto Michaels 1826-90)』のそれぞれのグループが立ちならぶ。そして、その序列にしたがつて急進的理念主義的傾向は漸減し、改良的現実主義的傾向が濃厚となる。もちろん右に示した政治的急進度の不等式は固定的なものではなく、時々の紛争の渦中においてしばしばその序列に若干の異動を生じたことはいうまでもない。

では次に右のような政治的傾向を、政治意識の内面に立

ち入つてその特質を瞥見しておこう。

〈ヴァルデック〉ベルリン最高裁判所の判事を勤め、三月革命期の往年の闘士であり、民主派の憲法草案（ヴァルデック憲章）の起草者となる。革命の挫折ののち大逆罪に問われながらも制限君主制的思想を抱きつづけ、「新時代」の行きづまりと共に再び政局の表舞台に登場する。彼はプロイセンのみがドイツの将来を領導しうるし、またそうでなければならぬと信じるプロイセン主義者ではあつたが、まずなによりも国内改革に関心の重点をおいていた。憲法紛争期には進歩党内の急進派のリーダーとして、議会与政府との妥協の試みに一貫して反対しつづけた。彼こそは三月革命の民主派の急進主義の「生ける化石」であり、当時の反政府的気流をもつともラディカルに表現していた。^④

〈ジーベル〉ブルジョアの雰囲気の濃厚なリーダー・ラインに生れ、学生時代よりのちの大金融ブルジョアのベッケラートやメーヴィッセンらと親交を結び、大ブルジョアジーに対する思想的親近性のなかで精神形成をおこなつた。彼の政治思想はダールマンの「政治論」の影響をうけた自由主義的なものといわれているが、ポジティブな性格を欠

いている点にきわ立つた特徴があつた。彼の「キリスト教的ゲルマン的国家学説」^⑤という論文のなかで展開されている彼の国家論は、この思想的特質を鮮明に浮び上らせている。彼は国家とその法則とは「上」からの創造物であると述べつつ次のようにいう。

上からとはすなわち次のような意味においてである。これらの法則は個別人の恣意に依存していない。

国家は……人間の恣意から成立するものではないが、しかし純粹な司直的国家（*Obrigkeitsstaat*）でもなく、神によつて設営された君主や等族の創作でもない。

急進的な人民主権的国家論にも、反動的な神権的国家論にも反対するが、しかし彼自身のポジティブな国家像は提示されない。ここには当時の大ブルジョアジーの微妙な立場が反映されている。このような特徴は彼の「人民（*Volke*）」概念のなかにもあらわれている。彼にとつて「人民」とは「中産身分の自立・独立的なる人々」を意味し、大衆の支配を拒否し、それは「所有の破壊と暴力の支配」と考えられていた。彼の立憲君主制の要求も封建階級の専政を排すると同時に大衆の襲撃に対する防壁でもあつた。彼は三月

革命をヴァルデックのように挫折とは感じていなかった。

むしろ一応の要求達成とみて、残された課題の充足が問題であると考えていた。ヴァルデックが「自由」から「統一」へという政治コースを固執するのに比して、ジーベルは、もし統一達成の可能性が目に見えてきた場合には、まず「統一」、しかして残された「自由」の充足へという政治コースに転換することは論理的には可能であった。残る問題は統一達成後に予想される政府側の「自由」の充足に対する見透しだけであった。

彼はブルジョアの工業発展度の高いライン州を地盤にしていた中央左派に属していたが、彼こそこの中央左派の特徴をもっともよく際立たせている存在であった。^⑥

ヘトヴェステン／キールの有名な神学者の家に生れ、青年時代はあの四十年代の青年たちと精神生活を共にし、ハイデルベルク大学時代の詩は自由への希求に輝き、フォイエルバッハと民主主義の使徒であった。三月革命期には共和制と社会主義とに強い共感を示したが、フランクフルトの憲法事業が挫折したのちは地方判事としての生活をおくりつつ、哲学的問題に沈潜し、関心の重点はフォイエルバ

ッハからコントに移行していった。四八年以後の産業資本主義と科学・技術との発展は、ドイツにも実証哲学をうけ入れる社会的基盤を生み出しつつあったが、まだコントへの注目は微弱であった。このような中でトヴェステンがコントに傾倒していったことは、彼の現実感覚を他に抜きでたものたらしめた。彼とルドルフ・ハイムとの往復書簡^⑦はこの間の事情を伝えている。こうして新しい政治感覚を身につけて「新時代」の開始と共に彼の関心は再び学問から政治へと移行していった。この頃にあらわれた彼のパンフレット、*Woran uns gelegen ist* はコントの実証哲学の基本発想たる「事実的なるもの」の基礎のうえに国家と政治の理論を展開していこうとする志向があらわれている。彼は「抽象的概念の内容なき宣言や恣意的構成」を排し、これまでの自由主義者の形而上学的言辞や保守主義者の神学的見解を非難する。

理論は現実のなから創造され、現実のなかで確証されたときのみ信頼しうるものとなる。健全にして有効なる政治は、人間と人間社会との物質的、道徳的、精神的本性の正しい価値評価のうえにのみ存立しうる。

実際に現存する社会の与えられた諸条件と矛盾するような政治状態を創出することはできない。

われわれはお極り文句には飽き飽きした。われわれはあらゆる政治問題に対して一つのはっきりした具体的な目標を抱いており、そして、われわれのモチーフを現存社会の諸関係と諸要求とから引出している。

そして彼は政府の権限の法的確定、官僚の恣意に対して独立的な裁判所による保護、現存の法律の適正な運用等々の要求をかかげる。

しかしここに示された彼の政治的現実主義は坦々たる大道を歩むことはできなかった。頑強な守旧的反動主義との戦い——彼とマントプフェルとの決闘は憲法紛争の忘れえぬエピソードである——なしには貫徹しうるものではなかった。だがこの戦いが激化すればする程、ヴァルデック・グループが闘争の前景に躍り出しトヴェステンの実感と衝突し、自由主義勢力内部の矛盾が尖鋭化する。この間のダイナミックスが彼の政治的現実主義の命運を左右していくのである。デーヒオのいうごとく「まさに争闘の悲劇的状况こそ、彼にとっては彼の人格内部の葛藤であった。」

〈ミハリス〉進歩党に属し自由貿易主義を奉ずる。Julius Faucherと共にドイツ・マンチェスター派の中心人物であり、Nationalzeitung、やドイツ・マンチェスター派の公認機関誌、Vierteljahrsschrift für Volkswirtschaft und Kulturgeschichteの編集者として著名であった。

彼は経済的インタレストの見地からドイツの地方割拠的障害を除去するため、全ドイツ的な「ドイツ経済者会議」(Kongress deutscher Volkswirte——一八五七年七月設立大会)の組織化や関税同盟の推進に努めた。彼は政治要求を第二義的なものとしたばかりでなく、それを自由主義的理念の高みからではなく、あのプリンス・スミスの「自由貿易論」の見地から経済問題に還元してとらえた。例えば軍制問題も軍事負担と人間労働力との損益勘定として扱った。軍務のために労働者が出募されると、それだけ生産の進行にマイナスになる。だから国民経済の生産性と全体の軍事負担とはバランスが保たれねばならない。そのためには常備軍の平時要員数を適当に確定することが必要である——国王や反動派は、これは議会による軍事への容喙であると反対した。このような平時要員数の法的確定と

いうアイデアは、軍備拡張をめぐる議會と政府とのあてどもなき対立を収拾へと導く懸橋の一つとなるものであった。これは一例であるが、このような自由貿易派の存在は反政府闘争に勝利しえなかつた進歩党に恰好な退却路を準備することになるのである。彼らの関心は、関税同盟を軸にしてプロイセン中心にドイツ国内市場の統一を図ることにあつた。どんな——たとえビスマルク的な——方式であろうとドイツ統一の道が切開かれることは彼らにとって歓迎すべきことであり、急進的民主派のように敗北と挫折の感情に悩むこともなく、また改良的穩健派のように困惑の影をやどすこともなかつた。^④

以上、自由主義勢力の代表的リーダーの諸類型をみてきたがほぼ以下のように整理されよう。四八年三月革命期の民主派と自由派との流れを汲むそれぞれのグループが、六十年代にも健在であつたことは明らかである。しかし、それに加えてその後の政治と経済との発展のなかにあつて、それに棹していこうとする現実主義的グループが形成されてきた。これらグループの発言が、今日からみれば自明の

真理を語っているにすぎないように思われるが、当時のドイツ政治思想における濃厚な理念主義的傾向の存在——とくに急進派における——という歴史的文脈のなかでみると^⑤、とりわけ国民自由党成立への道行きにとつて重要な意味をもつものであつた。なお、これら現実主義的グループのなかに、政治における現実を発想の起点にもつグループと、経済における現実から出発していくグループとの二つを区別しておかねばならない。このようにみると、当時の自由主義勢力の代表的リーダーを四つの類型に整理できよう。一つは四八年革命期の民主派型、二つは四八年革命期の自由派型、三つは政治的現実派型、四つは経済的現実派型であり、民主派型が急進的理念派を、それ以外の三つのタイプが合して改良的現実派を構成する。代表的リーダーの諸類型を以上のように整理しうるとすれば、国民自由党成立の問題は、以下のように設定し直すことができよう。すなわち、如何なる状況において、如何なる類型のリーダーが政治的イニシャチーブをとつたか、その帰趨を追いつつ、国民自由党の「プロイセンにおけるケルン」を構成するリーダーの諸類型を、そして、そこに如何なる政治

目標と戦術とが確定されたかを明かす。

① cf. Anderson, E. N., *The Social and Political Conflict in Prussia 1855-1864*. Nebraska 1954. pp. 119-148.

② Potjomkin, F. W. und Molok, A. I., (Hrsg.) *Die Revolution in Deutschland 1848/49*. Berlin 1956. SS. 273-275.

③ cf. Dehio, L., Benedict Waldeck (H. Z. Bd. 136, 1927) S. 50 ff.

④ Sybel, H. v., *Die christlich-germanische Staatslehre. Marburg 1851* (abgedruckt in den „Kleinen Historischen Schriften“ München 1863, S. 361 ff.)

⑤ cf. Seier, H., *Die Staatsidee H. v. Sybels in den Wandlungen der Reichsgrundungs 1862-1871*. Ferrer, M., *Heinrich v. Sybels Stellung zu den politischen Vorgängen 1859 bis 1862* (Historische Studien H. 199, 1930). Buchheim, K., H. v. Sybel und Sein Staatsgedanke (Historische Vierteljahrschrift Bd. 26, 1931).

⑥ Heyderhoff, J., (Hrsg.) Rudolf Haym und Karl Twisten Ein Briefwechsel über positive Philosophie und Fortschrittspolitik 1859-63 (Preussische Jahrbücher Bd. 161, 1915) S. 232 ff.

⑦ cf. Heyderhoff, J., *Karl Twistens Wendung zur Politik und seine erste politische Broschüre* (H. Z. Bd. 126, 1922) S. 242 ff.

⑧ Dehio, L., *Die Taktik der Opposition Während des*

Konflikts (H. Z. Bd. 140, 1929) S. 300. *なやトウ ユンキョウニシテ* cf. Heyderhoff, J., *Karl Twisten, Sein Entwicklungsgang und seine politische Wirksamkeit* (Preussische Jahrbücher Bd. 180, 1920) S. 1 ff.

⑨ 大河内一男『*独逸社会政策思想史*』(日本評論社、昭和一八年刊)一七一四二頁。自由貿易主義者と国民自由党の成立との關係については cf. Schunke, W., *Die preussischen Freihändler und die Entstehung der nationalliberalen Partei*. Leipzig 1916.

⑩ 当時のマイン政治思想の理念主義的傾向は、知的キャリアートの觀念性に規定され、各望家政治とさう当時の政治機構はマイン促進をさつた。前者の増幅はマイン Schroth, H., *Welt- und Staatsideen des deutschen Liberalismus in der Zeit der Einheits- und Freiheitskämpfe 1859-1866* (Historische Studien H. 201, 1931) S. 73 ff. *各望家政治はマイン cf. Anderson, op. cit.*, pp. 106-120. マンターマンは三級選挙法の存在、その投票率の低率、自由主義者と実業家大衆との結びきの稀薄性、外部団体の未発達などが政治の大衆化を阻止してゐる要因であつたと指摘してゐる。なお発言するならば、憲法紛争は、このやうな各望家政治の段階における、主に議会内闘争とさう基本的性格をもつてゐる。したがつて一般民衆は、紛争の眞の争点とさうしての自覚をもたず、

プロイセン下院における の Akademiker 比率			
1849	1855	1862	1866
68%	63%	65.5%	58.5%

戦争の勃発、その勝利と敗北という国家的事件の成行きに左右されたのである。以下に述べる紛争のプロセスは、このような政治構造の枠組の中で展開されたものであることを見落してはならない。政治構造としての名望家政治の問題については、稿を改めて検討することとし、ここでは以上の指摘にとどめる。

二

本節では数年にわたる憲法紛争期における自由主義諸勢力の消長の跡を国民自由党の成立の時点にまで辿っていくのであるが、状況とリーダーとの対応関係の観点から、四つの時期に区分して検討する。

第Ⅰ期「新時代」自由主義の限界とそれへの不信の増大（五八・一〇—六〇・一一）

第Ⅱ期「進歩党への反政府闘争の主力の移行、穩健自由主義派の崩壊、急進的理念派の優勢と改良的現実派の孤立」（六〇・一二—六三・一〇）

第Ⅲ期「対デンマーク戦争と自由主義の動揺、急進的理念派の優勢の崩壊」（六三・一〇—六六・一一）

第Ⅳ期「普墺戦争と進歩党の解体」国民自由党の「プロイセンにおけるケルン」の形成（六六・一一—六六・一二）

〈第Ⅰ期〉三月革命後の五十年代は「復古と反動」の冬にとざされ、言論・集会・結社の自由の抑圧、家宅搜索・逮捕は日常のこととなっていた。ヴァルデック、ヤコビー、チーグララーら民主派型の急進分子は大逆罪に問われていた。

さらに三級選挙法という独特な制限選挙制度への反撥も加重し、^①これら民主派分子は政治的には逼塞状態にあったが、五八年一〇月「新時代」の開始と共に穩健な自由派型リーダーを表面に立てつつ政治の舞台に乗り出し始めた。一月の選挙には、これら民主派分子はまだ立候補をさしひかえていたが、ともかく自由主義者は議会の三分の二近くの議席（Vince 派一五一、Mathis 派五四）を獲得し、保守派は六分の一に満たぬ小数派に転落した。^②このように自由主義にとつて有利な状況のなかで、懸案の軍制改革案が議会に提出された。ドイツの統一と強国化のためには、時代おくれとなっていたプロイセン軍制の再編・強化は不可欠の条件となっていた。議会多数派はこのような国民的課題をしっかりとうけとめ、積極的に推進するなかで、その方策如何によつては自由主義にとつて明るい未来を一步近づける可

能性の前に立っていた。守旧的反動派の大立物 E・v・マントイフェル自身が六〇年初頭いみじくも次のようにいつている。

自由主義者たちがもっと老練であったならば、軍制問題を利用することによって、われわれを政權から永遠に追落すことができただであろう。^③

「新時代」自由主義のとるべきであった政治戦術については、エンゲルスの分析と指摘がもっとも適確と思われる。彼はいう。

彼ら（自由主義者）は最初からこの再編成（軍制改革）に対して直接敵対的な態度をとることをなによりもまず警戒すべきであった。反対に彼らは、この再編成とこれを可決するための貨幣とを利用して、そのかわり『新時代』からできるだけ多くの等価物を買ひ、九百万ないし、一千万の新税をできるだけ多く政治權力に転化すべきであった。^④

エンゲルスは政府が軍制改革の「金のためにブルジョアジーにたよらざるをえない」という政府の弱味を利用して軍制改革承認と引替えになんらかの自由主義的改革を取引きすべきだったといっているのである。しかも「新時代」内

閣は彼ら自由主義者が「現状においてもちうる最良の内閣」であったといっている。しかし自由派型リーダーはこのような積極的方策をとらなかつた。ただ臨時軍事費の超過支出分のみを承認し、軍制改革そのものに対する態度は保留し、のちの議會審議にゆだねるという消極的態度をとりつづけた。なぜこのような方策に終始したのであるうか。それは彼らが一面において内閣とその政策を支持しつつも、他面では次のような危惧を抱いていたからである。

彼らがこの（軍隊の）増強が反動にやくだつにすぎず、没落した將校貴族をたすけおこし、そして一般にクーデターをもって全立憲制をほうむりざる力を、封建的・官僚的絶対主義政党にあたえらることをおそれているからである。^⑤

たしかにこのような危惧は厳然たる事実——軍事内局を中心にした反動派の暗躍^⑥——にもとづいたものであることは否定しえない。しかし「マイナス」の危惧と同時に「プラス」の希望もあつた。軍隊の増強は国民皆兵制の実施は、ブルジョア子弟の軍隊への大量流入を引きおこし、ユンカー將校団の閉鎖性は破られ軍隊のブルジョア化を促進し、軍隊をたんなる反動の武器から議會の支配下におかれた軍

隊たらしめる絶好の機会でもあった。だから「新時代」自由主義者のとるべき戦術の基調は、軍制改革の是非を論じ徒らに反動派を誘発することではなく、軍制改革を軍隊に対する議会の発言力を強めるといふ文民優位制（ベツツェン、フアン、コン、トリ、ブル）の方向に押しすすめることであつた。

しかし「新時代」自由派型リーダーの政治的未熟さと消極性とは、内閣支持と「マイナス」の危惧との間を動揺しつつ、このような政治戦術に背をむけることによって、この好機を自ら逸し自由主義的世論の期待を裏切り政治的孤立をまねいていった。

〈第一期〉「新時代」自由派型リーダーの曖昧な消極的態度、それに比して反動派の活発な策動、これをみたかつての民主派型のリーダーは再び政局の表面にあらわれた。

六〇年一月二八日にはヴァルデック、六一年三月七日にはシュルツェーデリッツが補選に出馬し当選する。他方、既成の自由主義党に不満をもつ一五名の議員は、のちの進歩党のプログラムと大差のない方針書を作成しフラクシオン会議に提出した。これは七三対三二で否決された。少数派

三二名は既成フラクシオンとは別個に別派を結成するかどうかを議論した。その結果一二名が遂に六一年一月三日 Fraktion „Jung-Litauen“ 結成にふみ切つた。このフラクシオンにはヴァルデック、シュルツェーデリッツらも加わり一九名を数えるに到つた。^⑧ここに進歩党のケルンが形成されたが、これについてドゥンカーの書簡は次のように述べている。

民主派的戦術への巡回は以下のようにして生じた。ヴァルデックとシュルツェーとが、とかするうちにフインケ派の若手二十名（所謂 Junglitauen）を引抜き、これをもって一八四八年以来、プロイセンにおける最初の民主的フラクシオンを結成するのに成功した。このフラクシオンによって選挙宣言が発せられたが、それによって立憲党（既成自由主義党の名称——筆者）の解体を一層押し進めるにちがいない。その際、高い軍事負担への不満や大臣をふくめて立憲派への不評が利用されている。^⑨

こうして六一年六月六日には進歩党の結党綱領^⑩、九月二九日には選挙宣言が発せられた。しかし、これらの文書の内容には既成の自由主義フラクシオンとの間に政治要求の質的差違は殆どみられず、その政治要求の突

現方法に重大な変化がみられる。自由派選リーダーの政治戦術の基調は、自由主義的な「新時代」内閣を消極的に支持・防衛していくことであつた。したがつて自由主義的改革の要求を内閣に無理強いして、内閣を反動派と議会との板挟にして窮地に陥し入れることのないように配慮された。これに対し進歩党は貴族院改革を中心に積極的に改革の遂進を図ることを強調したのである。この点に既成の自由主義党への批判とそれとの断絶がみられるが、しかし「反動」との対決という一点では、自由主義勢力全体的一致が繰返し言明されていることは記憶にとどめておかねばならない。

このような状況のもとで行なわれた六一年一二月六日の選挙では、保守派議席一五という自由主義勢力の圧倒的勝利に帰したが、内部的には三つの党派に分裂せざるをえなかつた。第一は Gradow 派（九五議席）で、もつとも穩健な自由主義者の集団、これ以後は勢力減少と分裂の一途を辿つていく。第二は中央左派（五二議席）で、基本勢力は工業的發展度の高いライン州を基盤にしており、ジーベル、グナイストラが著名なリーダーであつた。第三が進歩党（一〇九議席）、この党のなかには創立当初できるだけ多

数の参加をえようと意を払つたため、いろいろの色調の自由主義者が流れこんでいた。しかし系譜的には四八年革命期の自由派と民主派とのいずれかの流れを汲んでいた。その言論機関も前者は *Nationalzeitung* & *Vossische Zeitung* 後者は *Volkzeitung* に拠つてゐた。さて当時の政况をこのようなものとする、六二年以後の政治史は、反政府闘争の激化、その闘争の主力としての進歩党、その進歩党のヘゲモニーをめぐつて急進的理念派と改良的現実派との相剋、これらの諸点をめぐつて展開されるであろうことが予想される。

六二年初頭の政治状況は三月六日のヘーゲン提案（予算の細目提示の要求等）の可決や三月一四日の進歩党中央選挙委員会による旧自由派内閣への絶縁声明などにみられるように、急進的理念派の発言力の強化が特徴的である。他方、進歩党の大進出に直面した国王と保守勢力は、「新時代」内閣打倒を主張してきた反動派の圧力のもとに、議会からも孤立してきた内閣の更迭を断行した。ここにジーベルの書簡にも述べられているように「自由主義者と封建主義者との対立は、同一の基本傾向のなかでの程度の差ではなく、

見解の絶対的矛盾が存在している」と意識されるに到り、政府と議會との公然たる紛争が開始される。この公然たる紛争は反動派と急進的理念派とが刃の切先をふれあわすことによつて惹起してきたのであるが、逆に公然たる紛争こそこの両派を政治の舞台の前景に一層押し出してくるのである。六二年五月六日の選挙は穩健自由主義者の凋落をもたらした。グラボー派は九五議席から六五議席に減少し、さらに新議會の開会と共に三派に分裂していく。「左」派二名は中央左派に合流し、「右」派二三名は「立憲派」と呼称し、グラボーを含む中間派二〇名は「自由議會主義同盟」を結成した。こうして六三年春までには中央左派は一名（六一一年^⑤五二名）進歩党は一四一名（六一一年^⑥一〇九名）と兩派のみで議會の過半数を越えるに到つた。

以上のような政党状況のもとで八月四日軍事予算の審議が始る。予算委員会には進歩党員トヴェステン、中央左派ジーベル、シュターフェンハーゲンら三者による改良的現実派の共同提案^⑦がなされた。それは二年現役制の導入と四五〇万ターレルの予算削減とを条件に六三年度軍事超過支出に同意の用意あることを述べたものであつた。彼らは超

過支出の完全な拒否によつて、軍隊自体が破滅するか、惹起した激しい紛争によつて憲法生活が混乱するか、いずれかになりはしないかと危惧していたのである。九月一日ジーベルは提案支持の演説をおこなつたが、まだ彼は「兵卒なき将校^⑧」であり、委員会の多数はこれを否決した。九月一七日トヴェステンはジーベルらに支援されつつ、成算は全くなかつたが、再度、提案支持の議會演説をおこなつた。そのなかで多数派は現実の諸關係を無視し、形式的な原則性のように立脚していること、「それはアジテーションとデモストレーションの政治であり、わが議會主義的諸關係の一層の發展を不可能ならしめている。」と急進的理念派を糾弾した。しかし、九月一六日、議會は二七三対六八をもつてこの三者提案を否決してしまつた。進歩党と中央左派とのなかで少数派に一票を投じたのは、トヴェステン、ジーベル、シュターフェンハーゲンの提案者三名のみであつた。^⑨政府側も一時はこの提案うけ入れのポーズを示したが、反動派の圧力のもとに提案拒否を言明した。ここに自由主義勢力内部の改良的現実派の政治路線は、彼我両陣営から拒否され、彼らの孤立化は頂点に達した。そして政治的安

定への道は切斷され、事態は紛糾の一途を辿っていった。

このような事態を打開すべく九月二三日、首相として登場してきたのがビスマルクであるが、それをもってしても轉換の兆はみられなかった。ビスマルク自身その前歴から極右派と思われていたので、彼の入閣を喜んだのは保守派のみで、非常に穩健な自由主義者のなかでも不信の念をもつてみられていた。^⑩しかも不評のビスマルク内閣は短命に終るだろうというのが大方の判断であり、したがって、このような内閣に軍制改革にとまなう、人と金とを供給することはできないとされ、議会の空気を一路、倒閣へと傾けさせたのである。

新内閣成立直後の議会は反ビスマルクの熱気で充滿していた。九月二三日、軍事超過支出は僅か一〇票の賛成をえたのみで否決された。さらにビスマルクが予算案なしでも軍備擴張を行なうべしと言明したのに対し、一〇月六・七日ヴァルデックら数名の議員は、憲法九九条——国家支出の予算化を規定——違反として政府を糾弾し、二五一対三六をもって政府の憲法違反を非難した。^⑪このような議會側の公然たる反政府的言動に対し、政府は議會閉会（一〇

月二日）後、あらゆる手段をもって世論をコントロールしようとした。官庁紙を始め保守系新聞（Kreuzzeitung, Steintzeitung）は進歩党攻撃のプロパガンタを開始し、さらに進歩黨員や中央左派の多い裁判官などの自由主義官僚の休職・配置轉換などの処分が行なわれた。一二月九日には内相が更迭され、新内相オイレンブルクは官吏の反政府的言動を禁止すると言明した。^⑫政府側のこのような強圧策に対しては、急進的理念派と改良的現実派とは反ビスマルク反政府の一点では一致して行動した。しかし問題を具体的に解決しようとする両者の差違は鮮明となる。例えば六年二月、軍事勤務規定に関する政府原案には両者共に反対した。しかしジーベル、トヴェステンらは二年現役制さえ保持されれば政府案を認めてもいいという妥協案を提出し、この妥協案を拒否する政府を非難するという態度であった。しかしヴァルデック、シュルチェーデリッテらは、いずれの提案にも反対し、ただ政府を窮地に落し入れることによつて自由主義的改革の展望を切り開こうとした。政府側が改良的現実派の提案をうけ入れぬ限り、急進的理念派の反ビスマルクの言動は愛国的ですらあると思われ力強い喝采

を浴びたのである。この時点での一般的な自由主義的信条としては、もしビスマルクの軍制改革が失敗し、そのために最悪の場合としてプロイセンの対外的敗北がもたらされたとしても、それはセバストポリの敗戦の如く、また第二のイェナとなつて国民主義の高揚をみるであろうと考えられていたのである。^⑧

政府と議会との対立の極大化のなかで行なわれた、六三年一〇月選挙は穩健自由主義者に最悪の事態をもたらしただけであつた。自由議会主義同盟は解体し、再選された議員は中央左派に合流した。立憲派は二四議席から僅か九議席に転落した。進歩党、中央左派は共に一層の増大をみ、一四三、一一〇議席を獲得した。^⑨

さて以上のべてきた第Ⅱ期の特徴を要約すれば以下のようにならう。すなわち政府と議会との公然たる衝突であり、前者における反動派の活発化と強圧政策の実施であり、後者における進歩党への反政府闘争の主力の移行、穩健自由主義グループの崩壊、急進的理念派の優越と現実的改良派の孤立化、これである。いまや憲法紛争はまさにクライマックスに達し、政治的安定と事態收拾のめどは全くつかない。

くなった。

〈第Ⅲ期〉このような停滞と混沌のなかに「動」をもたらし、袋小路にはいった事態を打開していくき、かけは、国内政治そのものからではなく、「外」からやってきた。シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題がそれである。六三年一月デンマーク国王となつたクリスチャン九世は、ロンドン議定書（一八五二年）に違反してドイツ系住民の多い両公国への干渉（シュレスヴィヒの併合、ホルンシュタインの納税義務の施行）を行なつた。これに反対した両公国住民の反乱とドイツ連邦への援助要請とを契機に危機は到来した。ドイツ全土には両公国のデンマークよりの分離とドイツ併合とを要求するナシヨナリスティックな熱望が四八年革命以来、再びわきおこつた。その熱望は、穩健ではあるが自由主義的な Herzog Friedrich von Augustenburg の世襲権を承認する自由主義の見解と結びついていた。

では、この問題をめぐる政府と議会各派の見解はどのようであつたらうか。

トヴェステン、ジーベルら改良的現実派は、この時点においては一邦国内また複数の邦国間のどんな紛争もドイツ

統一の問題に優先させることはできないという見地に立脚し、ロンドン議定書の破棄とフォン・アウグステンブルク公を戴く自由主義的公国の樹立とを要求した。彼らにはそれ以外にプロイセンが「統一と自由」の旗手たりうる方途はないと思われたのである。^② ドイツ国民同盟もほぼ同一の見解を抱き、連邦議会も一二月下旬に同様な声明を発し、そのための三六人からなる常設委員会を設置した。このトヴェステン、ジーベルらの見解は自由主義とナシヨナリズムとの接点に立脚し、世論の大きなうねりを反映していた。さきの常設委員会に、これまでヴァルデックと共に急進的
理念派をリードしてきたシュルチェーデリッヒがジーベルと席を同じくしている事実が、このことを端的に物語っている。^③

これに対しヴァルデックら急進的理念派の見解は、ただネガティブにデンマークの両公国支配に反対するにとどまった。彼にはフォン・アウグステンブルク公への声援はすべきことではなく、議会が憲法闘争に勝利しえない限りプロイセンは「統一と自由」の事業に対し何事もなしえないと思われたのである。^④

国王はどうか。彼はフォン・アウグステンブルク公に好感をもつ皇太子や王后の影響もあり、独立せる公国の樹立に賛意を表していた。しかし彼は対外政策の決定が議会多数派の容喙によつてなされたという印象を与えることに反対した。彼にとつて議会は政府決定を遂行する諸手段に同意するにとどまるべきであつたのである。^⑤

最後にビスマルクであるが、彼はフォン・アウグステンブルク公を戴く公国の独立は、プロイセン北方に自由主義の結集点を形成しはしまいかという危惧を抱いておつた。さらに列強への配慮からもさしあつては、両公国の併合は表面に出さずロンドン議定書の保持の方向に進路を見出し
ていた。^⑥

以上のような対外政策に対する諸見解の配置状況のなかで行なわれた議會では、一二月一、二日トヴェステンらの見解が進歩党と中央左派との共同の名において提案された。ヴァルデックと彼に同調する三七名の議員は、ビスマルクの見解に反対するという点では「提案」と軌を一にしつても、フォン・アウグステンブルク公支持という「提案」の積極面には激しく反対した。しかし「提案」は可決され、

ヴァルデックのリーダーシップの凋落は、全く目をみはらせるものがあつた。このような新事態は、さらにまた臨時軍事費のための公債発行を求める政府提案をめぐつて惹起した。ジーベルを報告者とする議会の予算委員会は、政府案をただちに拒否するのは適切ではないとして、さきの提案とほぼ同趣旨の上奏文を国王に提出して政府の見解を糺すことを決定した。これに対しヴァルデックら三七名の議員は公債拒否を主張して委員会案に反対した。しかし一月一八日委員会案は二〇七対一〇七をもつて可決された。

しかし、このような急進的理念派の後退もそのみをもつてしては紛争収拾のチャンスとはなりえなかつた。その原因は政府側にあつた。国王とビスマルクとは、公国に対する処理方針では相違していても、議会多数派によつて対外政策が決定されることには反対であるという本質的一致からトヴェステンらの見解を拒否した。そこで議会側も六月四年一月二二日、二七五対五一という圧倒的多数をもつて政府の公債発行案を否決するという報復的行動をとつたのである。このような政府と議会との対立の続行は、この時点における政府側に有利な事態——両公国のデンマークよ

りの分離の成功、予算案なしでも統治の成功的続行、プロイセン中心の関税同盟の更新——にもかかわらず、政府側の強圧策によつて逆に収拾する段には到らなかつた。改良的現実派のリーダーであり裁判所判事であつたトヴェステンは、六三年一月に進歩党の選挙アッピールに署名したという理由で禁固刑に処せられていたが、六四年一〇月には最高法院 Obertribunal は改めて官吏が政府の方針に反対の活動をした場合には職務違反であると判決した。味方には酬い、敵には報復するという原則を固執する政府の対内政策は、対外的成功への喝采を無に帰せしめてしまつた。

六五年には入つても、一方ではビスマルク外交の成功を承認しようとする気運の徐々たる増大にもかかわらず、他方では依然として反政府反ビスマルク的気分は濃厚であつた。予算案については、修正案——軍事超過支出の臨時予算化、生産目的への投資促進等——が二一二対五〇をもつて可決された。少数派には保守派以外に予算の全面否決を主張した進歩党内急進派二〇余名が含まれていた。しかし修正案は貴族院で否決されてしまつた。また軍制法案につ

いてもボーニンの修正案——徴兵数の法的確定等——が提出されたが、政府側がこれを拒否したため、保守派以外の全党派が政府案に反対票を投じた。このように議會を支配していた政治の論理は、六三年以来のそれを現象的にはくりかえしているかのようであつた。たしかに政府と議會との対立関係は、ここ三年間、固定化してしまつたかにみえる。しかし議會運営に目を転ずるとき、そこにはいまや改良の現実派のイニシヤチーブが抜き難く根を下してしまつたのを確認することができる。ただ政府側の強圧策の続行が急進的理念派の存在理由を支えていたのであつた。

さて、このような改良の現実派の優勢をさらに確実にし、そればかりでなくビスマルク評価——これこそ政府と議會との相互不信の、この瞬間におけるキイ・ポイント——の変動を準備しつゝあつたのが、ほかならぬガシュタイン条約の成立と経済的現実派『自由貿易派の活動であつた。いふまでもなくガシュタイン条約（八月一日）は、両公国のドイツ併合と普墺の分割統治とを決定したのであるが、ドイツ連邦議會の三十六人委員会は、フォン・アウグステンブルク公を戴く自由主義的公国樹立の要求が入れられなかつ

たのに抗議すべくフランクフルトに集会をもとうとした。しかしトヴェステン、モムゼンらプロイセンの議員は欠席し、プロイセンの権力と将来とに反対するような決議には参加できないと言明した。すでにトヴェステンは条約締結後も間もない九月二二日にも次のようにいつている。

われわれは、たんに現在の主権者に対してのみでなくプロイセン國家に対して反対するような、またプロイセンの敗北を準備することを目指したような歩みを共にすることはできない。このことを、われわれはたんにプロイセンの利益のためばかりでなく、ドイツの利益のために行なうのである。というのは、最近の諸事件の経過によつて、ドイツのために然るべきことを行い成就する権力はプロイセン以外には存在しないという確信を強めたからである。^⑤

対デンマーク戦争勃発前には、改良的現実派といえども、たとえ「イエナの敗戦」を賭けたとしても、「自由」を通じて「統一」へという自由主義的信条を基調としたのに比し、いまや、そのような信条は崩れ去つたわけではないが、大きく動搖を始めたことは明らかである。ナシヨナリズムの高潮が「自由」の理念への忠誠を浸蝕し崩し始めている

様相をみる事ができる。改良的現実派の機関紙ナチオナル・ツァイトゥング紙は、一〇月七日ビスマルクはプロイセンをドイツのピエモンタらしめたと賛辞を呈し、さらに、憲法紛争を終焉せしめるものは、言葉と精神における憲法の確保ではなく、対外列強のなかにあつて国家的な力と威信とを維持することである、と言明した。ビスマルク内閣成立当初、それを「明白な封建的な内閣」であると痛罵した論調、一八〇六年ではなく一八一三年を希求した態度はもはや消失してしまつたかのものであつた。ただ両公国住民の意志がふみにじられたこと、国内政治における依然たる強圧策、これらに対する消えやらぬ憤懣がただよつていたにすぎない。^④

経済的現実派「自由貿易派は、もつとオブテイミステイクであつた。彼らは進歩党にも中央左派にも所属していたが、その独自の活動によつて Die volkswirtschaftliche Unterdrückung と呼称されていた。彼らのリーダーであるミハエリスにとつてビスマルクの対外的成功の承認は、立憲の権利を確保しうる道に通ずるものとさえ考えられていた。

祖国の偉大な目標が達せられたのちには、憲法に反する統治は

間もなく終止符が打たれるであらうと私は信じる。^⑤

彼らのなかには「自由」から「統一」への路線に対するあきらめ切れぬこだわりはなく、いまや明確に「統一」から「自由」への路線を提唱している。このような政治潮流がかなりの広がりをもせていたことは、ガシュタイン条約反対の旗をかかげていたドイツ国民同盟の退潮となつてあらわれていた。その構成員はこしばらくの間に脱退が相次ぎ、二三〇〇から一七〇〇に減少したといわれている。^⑥

さて以上のべてきた第Ⅲ期の特徴は、依然として打ち続く政府と議会との対立と紛争にもかかわらず、対デンマーク戦争の成功を契機に高揚したナショナリズムの高潮に洗われるなかで、政府の対外政策への自由主義的批判は微弱となり、「自由」から「統一」へと自由主義的信条の重大な動揺という点にまず看取されるであらう。さらにまた急進的理念派と改良的現実派との比重関係が、右のような状況を背景として、まさに逆転してしまつた点に際立つた特徴がみられる。

〈第Ⅳ期〉対デンマーク戦争をめぐる政治的气流の大き

い移動によつて、自由主義勢力による反政府闘争のファランクスは快癒しがたき深傷を負つた。分断されたファランクスにからくも一つの反政府勢力としての一体性を保たしめたものは、政府の対内的強圧策と根深いユンカー・ビスマルクへの不信とであつた。このような政治的安定にとつてのマイナスの要因を最後の除去していくきつかけとなつたのが普墺戦争の勃発であつた。

対デンマーク戦争の戦後処理をめぐつて熾りつづけてきた普墺関係は、六六年には入ると対立は激化の一途を辿つた。二月二十八日、プロイセンの閣議は皇太子に支持された蔵相 Bodelschwingh を除き、全閣僚が戦争の不可避性を認めた。自由主義者はどうか。このまま開戦となれば、全ドイツがユンカー政府に抵抗し、そしてプロイセンに敗戦を、その敗戦は第二の「イェナ」をもたらずだらう、もしくは全プロイセンの与論を戦争に協力させるべく、反動的で不評のビスマルクは罷免されるであらう。これが自由主義者に共通した、戦争に対する態度と見通しとであつた。五月一八日付のナツィオナル・ツァイトツング紙の社説は次のように述べている。

封建的な内閣よりも、自由主義的内閣の方が、平和の維持のために、またオーストリアとの戦争回避のために、より多くのことをなしうるであらうことが明らかになるであらう。(中略)ウィーン宮廷を嚇して僭越な計画をやめさせる手段がまだあるとしたら、それはプロイセンが自ら人民の力を装備することのなかにのみ存する。是非とも戦争が要求されるとしたら、それは人民の完全な同意によつてのみ力強く遂行される。しかし最後の戦時と戦後とに平和交渉に到つたならば、自由主義的内閣のみがプロイセン人民に、払われた犠牲性とそれと結びついた人民の希望とがうけるに値する平和の締結を保証するであらう。⁵⁰⁾

戦争の切迫感につつまれたなかでも、ここに吐露されたような自由主義的的心情への強い郷愁にもかかわらず、戦争、そのものについては世論の分裂と混乱とはおおい難かつた。四月一七、二〇、二三、二六日と相次いでひらかれた四つのベルリン選挙区集会は、この分裂状況をまざまざと見せつけた。四つの集会はともに政府を非難し、ビスマルクへの不信を表明する点では一致していた。しかし戦争については次のように区々であつた。トヴェステン指導の第Ⅰ区とラスカー指導の第Ⅳ区とは、議会と国民とに支持された内閣によつて遂行される戦争には反対しない、と決議し、

シュルチェーデリツチ指導の第Ⅲ区は戦争反対を決議、ラ
ンゲルハンス指導の第Ⅱ区は戦争に反対するとともに、な
によりも国内の憲法紛争に関心を払うべきことを決議^⑧、こ
のような自由主義的世論の分裂と混乱という瞬間に、もし
政府側が一定の譲歩を約束するならば、すでに幾重もに分
断された反政府闘争のフランクスはもろくも瓦解の危機
に瀕したであろう。たしかに四月中にはビスマルクの自由
主義者への接近の風聞がきかれました。しかし政府は五月
一五日それを公式に否定するに到り、またまた自由主義的
世論の硬化をまねいた。そして戦争勃発の六月一五日まで、
ビスマルク内閣打倒のスローガンは自由主義的アジテーシ
ョンを支配したのであった。自由主義の反政府勢力として
の一体性は、このように政府側の出方によって他律的にか
らくも支えられていたが、これをも破砕し、「自由」への
理念的忠誠から自由主義を最後のに解放したのは、戦争の
勃発とそれの驚歎すべき迅速な成功という既成事実の盤石
の如き重みであった。

六月一五日戦争は勃発した。ただちに進歩党中央選挙委
員会は宣言を発した（六月二〇日）。そこでは戦争に対する

態度はどうか。

いまや、われわれは戦争の渦中にある。しかし、それは議会
の予算審議権の排除のうちに、予算なき統治の導入のうちに、人
民の意志を有効ならしめる可能性の欠如によって生じたのであ
る。しかし生じてしまったことを元通りにすることはできない。
いまや戦争は、それがどのようにして生じたとしても、遂行され
ねばならない。だが議会における人民の意志の貫徹によって戦争
を回避することができなくても、別の少なからぬ重要性をもつ課
題が目前にある。それは戦争によってわれわれに課せられる非常
な努力と大きい犠牲とにふさわしい方向と目標とを戦争に与える
ということである。その目標とは一つの新しい憲法による自由と
人民の諸権利との基礎の上に統一されたドイツの再建以外にあり
えないし、またあつてはならないのである^⑨。

ここでは戦争という既成事実の承認の上に、その結果
に自由主義的影響を与えることに政治目的がおかれている。
戦争という既成事実の承認は、その戦争遂行手段「軍制改
革に反対してきた進歩党の基本的立脚点と矛盾しはしない
か。進歩党が自らの政治的立場を首尾一貫させようとすれ
ば、ビスマルクの退陣か、敗戦そして第二の「イエナ」の到
来か、このいずれかを待望せざるをえない。この待望が既

成事実の追い討ちによつて潰えさせることによつて、進歩党の立脚してきた政治コースは、すべて崩壊することになる。

ところでビスマルクは戦争の勝利的進行と併行して、進歩党内の若干のものとの談合をおこなつた。六月一日トヴェステン、その後ミハエリス、二〇日ウンルウ、この談合を通じてビスマルク自身が退陣の意志のないこと、また退陣させることはできないことがはっきりしてきた。しかも戦争は勝利的に進行していく。このような状況のなかで、進歩党を側面から解体へと導いた要因があつた。それは北中部ドイツの非プロイセン地域の自由主義者の動向であつた。彼らは自らに „national und liberal“ の文字を冠した多くの団体 Verein を結成しはじめた。^⑧ それらは「自由」よりも「統一」に力点を置いていた。彼らはプロイセンの自由主義者と異なり、ユンカー・ビスマルクと直接に対決しておられないが故に、一方で統一のための戦争に同意しつつ、他方でその戦争を強力に推進している手段と指導者として反対するというアンチノミーに落入らずにすんだ。ケーニヒグレーツの勝利そしてナポレオン三世の干渉の風聞は、ますます彼らをビスマルクの側に立たしめた。

ビスマルクは、これら非プロイセンの自由主義者を自らの側に吸引することによつて、自国の自由主義者に影響を与へることを洞察していた。七月中旬に内相オイレンブルクの要請で、ベニクセンをはじめとして、ハノーバー、ヘッセン、ザクセンなどの自由主義者がベルリンに集り、プロイセンの自由主義者や政府と会談をおこなつた。^⑨ 国民自由党結成に参加することになる、これら非プロイセン自由主義者との交流が、プロイセンの自由主義者にどの程度の影響を与えたか測定することはできないが、進歩党解体の副次的条件として看過することはできないであろう。

さて、以上に述べてきた諸要因が相乗的に作用するなかで、八月にはいるとともに進歩党の組織的解体がはじまる。八月五日、新議会が召集された。そこにはこれまでと二つの点で全く異つた状況がみられた。一つはビスマルクの地位存続はゆるぎないものとなつていたこと、二つは進歩党・中央左派は旧自由派と保守派との連合に対し、もはや議事をリードしうる程の教的优势を欠いていたこと、遂に八月一日にウンルウ、一八日にミハエリス、トヴェステンらが進歩党を脱退した。しかし今期中はまだ彼ら独自の

フラクション結成はみられなかった^⑧。進歩党・中央左派の分裂を決定的にしたのは、九月三日の事後承諾法案の採決であった。ビスマルクは、これによって政府と議会との妥協の通路を設定したのである。法案は二三〇対七五で可決された。進歩党の賛否の色分けは三四対四一、中央左派は四二対二三と両フラクションはまさに真二つに分裂した。すでに九月中にミハエリス・トヴェステン・フラクションという名称が語られていたが、これを裏書するかのように、一〇月二四日、一五名の進歩党員と九名の中央左派、計二四名の合同宣言が発された。この宣言は次の三点に要約されよう。

(1) 議会が政府外交政策を完全に支持することが、もつとも緊急な課題である。

(2) これまでの政治紛争は、祖国のもつとも熱烈なる要請と両立しがたい。

(3) 政府の対外政策は支持しつつも、国内政策では立憲的権利の監視のために依然として反対派にとどまる。

ここにはウンルウ、トヴェステン、ミハエリス、ラスカールら進歩党のリーダー級の名が連ねられており、紛争の季

節から政治的安定へと移りゆく過渡期の方策がうたわれている。

このような政治方針上の差違の明確化を背景に、一月一七日、進歩党フラクションの会議で激論のすえに、遂に Neue Fraktion der nationalen Partei が結成された。これについてナツイオナル・ツァイトウグ紙は次のように報じた。

本日、九月に公表された周知の声明の署名者の多くが、下院においてその声明を基礎に neue Fraktion der nationalen Partei を結成した。(中略) その参加は一八名である(以下その氏名列挙^⑨)。

このフラクションにはさらに数名が加わり、計二六名となった。ここに後年のビスマルク与党たる国民自由党のプロイセンにおけるケルンが組織的にも確立されたのである。

彼らは北ドイツ連邦議会選挙には、非プロイセンの国民自由主義者とともに、国民自由派を名乗る。六七年二月一二日の連邦議会選挙は、与党的保守派の勝利をもたらした。

彼らは保守派五九、自由保守派四〇、中央派二七、その他保守系無所属一八、計一四四議席、これに対し自由主義派は

一三九議席（連邦立憲主義連合一八、国民自由派七九、左派一九、無所屬七）であった。四月二六日、二五三對五三をもつて北ドイツ連邦憲法は可決された。国民自由派は数名を除き賛成票を投じた。それはプロイセン議會でも二二六對九一、再投票には二二七對九三をもつて可決された。^⑤こうして法的に確認され成立した北ドイツ連邦議會を舞台として、全北ドイツ的に国民自由党が創設され、六月一二日に基本綱領^⑥が公けにされた。それは以下の三点に要約されよう。

(1) 北ドイツ連邦成立に到る統一事業の歩みを、最初にして欠くべからざる第一歩として承認し、それへの協力を誓いつつ新政党を結成したこと。

(2) もはや「自由」の利益のみを図ることも、反対に「自由」への配慮を欠いた政府の閣令のみによる統一事業の推進も、いずれも誤りであること。

(3) 現存の憲法体制にもいろいろの欠陥や不十分な点があり、その是正と充足のためには努力しなければならないこと（貴族院の改革、地方自治制度の改革、グーッヘル的の地方官庁や警察の廃止など）。

現存体制の枠組を承認したうえで、その枠内で「統一と

自由」の事業を推進する、ここに綱領の基本性格があり、責任内閣制を含まない北ドイツ憲法は承認できないと絶叫したヴァルデックら進歩党残留派との鮮明なコントラストを示している。ともあれ、こうして「自由」から「統一」へのコースは、「統一」から「自由」へのコースにスイッチの転換がなされ、数年にわたる憲法紛争は終焉し政治的安定の軌道は確固としてひかれたのである。

① 三級選挙法に対する自由主義者の態度については cf. Gagel, W., Die Wahlrechtsfrage in der Geschichte der deutschen liberalen Parteien 1848-1918. Düsseldorf 1958, SS. 20-38.

② 五八年選挙直後の党派別議席は「Die neuministerielle Partei 263. (カトリック派50を含む) Alministerielle 57. #一カトリック18, 不明14, であつたが、次の選挙(六一年)までに以下のように再編成された。Konservative Fraktion 59 (F. Blanckenburg 22, F. des Grafen Pückler 37), カトリック派 58. Liberale F. 210 (F. Mattis 50, F. v. Fincke 141, Junglitauen 19), #一カトリック派18, 六四7. 本文の議席数は Junglitauen 発生前のもの。

③ Baumgarten, H., Historische und politische Aufsätze und Reden. Straßburg 1894. S. 131.

④ 「プロシヤ軍事問題とドイツ労働者党」『マルクス・エンゲルス選集』一二巻上、大月書店(二五頁)

- ⑥ ヤンクス国誌 170頁
- ⑦ 拙著前掲論文參照
- ⑧ Salomon, F., Die Deutschen Parteiprogramme I. Leipzig und Berlin 1907, S. 42 ff.
- ⑨ Parisius, L., Deutschlands politische Parteien und das Ministerium Bismarck. Berlin 1878, S. 32 ff. 本譯は政界に於て本體に負つてヨリなき多シ。
- ⑩ Duncker, M., Politischer Briefwechsel aus seinem Nachlaß (Hrsg. Schultze, J.) Stuttgart und Berlin 1923. Nr. 365, S. 285.
- ⑪ Salomon, Parteiprogramme, S. 44 ff.
- ⑫ Salomon, Parteiprogramme, S. 47 ff.
- ⑬ Konservative Fraktion 15. カトリック派54. F. Grabow 95. Linkes Zentrum (F. Bockum-Dolffs-Harkort) 52. Deutsche Fortschrittspartei 109 (F. „bei Kellner“ 20, F. „bei Schmeltzer“ 89) ポーランド派23. 大臣4. (Parisius, a. a. O. S. 52)
- ⑭ Sybel an Duncker. Bonn, 12. März 1862 (Duncker, Politischer Briefwechsel, Nr. 409, S. 324)
- ⑮ 木田忠孝の衆議院議員選舉 保守派12 (15) カトリック派32 (34) Konstitutionelle F. (F. v. Vincke) 24. Freier parlamentarischer Verein (F. Rönne) 19. 中左派101 (52) 進歩党141 (109) ポーランド派23 (23) 黨派区劃統計表11号の議院表 cf. Parisius, a. a. O., S. 61 f.
- ⑯ Löwenthal, F., Der preussische Verfassungstreit 1862-1866. München und Leipzig 1914, S. 88 ff. Ferrer, a. a. O., S. 71 f.
- ⑰ Dehio, a. a. O., S. 296.
- ⑱ Heyderhoff, Karl Twesten. S. 12.
- ⑲ Parisius, a. a. O., S. 63.
- ⑳ 「今や、我れは再び全く封建的な状態の多量生産を以てせざるべし。cf. Friche, E. G., Geschichte der „Nationalzeitung“ 1848 bis 1878. Leipzig 1933. S. 112. 是れヨリマヤシクハ國會議院に於て之を Promnitz, K., Bismarcks Eintritt in das Ministerium (Historische Studien H. 50, 1908) Zechlin, E., Bismarck und die Grundlegung der deutschen Großmacht. 1930, SS. 247-260.
- ㉑ Parisius, a. a. O., S. 64.
- ㉒ Löwenthal, a. a. O., SS. 134-136.
- ㉓ トホトホーン・ニヤイヤマンの著「われわれは戦争を一年〇六半の間に於てなすべし一八七三年の冬に於て我れは我々の「ス」(カ〇・一〇・中等)を實現するべし」(Friche, a. a. O., S. 110) 是れ cf. Dehio, a. a. O., S. 310.
- ㉔ Parisius, a. a. O., S. 68.
- ㉕ Heyderhoff, Karl Twesten. S. 14.
- ㉖ Löwenthal, a. a. O., SS. 210-212.
- ㉗ Bismarck-Jahrbuch (Hrsg. von H. Kohl) Bd. II. S. 262 f.

Löwenthal, a. a. O., S. 216.

② Mosse, W. E., *The European Powers and the German Question 1848-71*. Cambridge 1958, pp. 158-160. Zechlin, a. a. O., S. 614 f.

③ Dehio, a. a. O., S. 328. Löwenthal, a. a. O., SS. 216-218.

④ Parisius, a. a. O., S. 70.

⑤ Löwenthal, a. a. O., S. 231 f.

⑥ cf. *Dokumente der Deutschen Politik und Geschichte* Bd. I. Berlin 1951, S. 148 f.

⑦ Schunke, a. a. O., S. 36 f.

⑧ Friehe, a. a. O., S. 105, 127. Schunke, a. a. O., S. 38.

⑨ Schunke, a. a. O., S. 33.

⑩ Löwenthal, a. a. O., S. 259.

⑪ Friehe, a. a. O., S. 113.

⑫ Spahn, M., *Zur Entstehung der nationalliberalen Partei* (Zeitschrift für Politik Bd. I. 1908) S. 166 f.

⑬ Salomon, *Parteiprogramme*, S. 68.

⑭ „national und liberal“な運動だとして意義のあるのは、七月一二日のベニトセンの議長のもとで行なわれたハンノーバーの集会である。そこにはザクセン以外の北ドイツの非プロイセン地域の自由主義者が集り、この報道に際してナチオナル・ツァイトウング紙が „nationalliberal“ という用語を始めて使用した (Spahn, a. a. O., S. 400.)。

⑮ cf. *Dennigsen's Briefe* (Deutsche Revue Bd. 31, 1906)

Spahn, a. a. O., S. 401.

⑯ Spahn, a. a. O., S. 413.

⑰ *Dokumente der Deutschen Politik* Bd. I. S. 179 f., 181. cf. Ritter, G., *Die Entstehungen der Indemnitätsvorlage* von 1866 (H. Z. Bd. 144, 1915) Parisius, a. a. O., S. 77 f.

⑱ Salomon, *Parteiprogramme*, SS. 74-77.

⑲ Salomon, *Parteiprogramme*, S. 77.

⑳ Parisius, a. a. O., SS. 90-95.

㉑ Salomon, *Parteiprogramme*, S. 77 f.

結 び

ドイツ進歩党の形成・興隆・解体を中軸にした国民自由党成立のプロセスは、民主派型の排除のうえに、自由派型、政治的現実派型と経済的現実派型、さらに非プロイセン地域の国民自由主義者、これらの相乗的作用の展開であった。そして、その展開のうちに、自由主義のメイン・カレントは、改良主義、現実主義、国民主義の方向に流れを旋回したのであった。それは、もはや現存体制を大きく改革せんとする意欲はもたず、その枠内でブルジョアのインタレストを充足させていくこと、政府批判の限界もそこにおかれ

たのである。三月革命以来、「新時代」、憲法紛争を通じて低迷してきたドイツ政治の運行のルールは、新たにこのように設定されたのである。

ところでわれわれは、このようにして得られた政治的安定のもつ「負」の問題性に注目し、政治的安定のドイツ的特質の一つを把握しておかねばならない。いま、そのために当時の著名な自由主義的歴史家バウムガルテンの自己批判なるものを紹介しつつ、その検討をおこなうことをもって回答にかえよう。

バウムガルテンは、ドイツ自由主義があのだすべりの転換を遂げた一八六六年、「一つの自己批判」という副題のもとに、自由主義略史を書き、その中で以下のような注目すべき発言をおこなっている。^①

彼は、新たに創設された国家において、中産市民層の要求が第一に重視されねばならないとしつつも、彼らは経済活動においては重要であるが、政治活動においては大臣への助言はなしえても、自らが勝れた大臣となるものはまれであると述べている。そしていう。

市民は労働が天職であるが、支配 Herrschaft には不適である。

しかし、支配することこそ政治家の根本的課題である。^②

ここには市民の政治支配能力に対する不信が表明されている。このことは、三月革命以来、憲法紛争期に到るまでの仇敵であったユンカー・貴族への再評価と表裏をなす。

大いに誹謗されてきたユンカーが、祖国のために戦い、努力しうることを知ったからには、われわれのブルジョアの已惚れを多少は抑制し、貴族と並んで名譽ある地位を要求することを差控えるであろう。

しかも、われわれの未来は、本質的には与えられた新国家の中で、貴族が如何に振舞うかにかかっている。^③（傍点は筆者）

このように市民とユンカー・貴族とに対する政治的評価の逆転は、かつての自由主義的信条——強国化は封建主義や絶対主義によつてではなく、自由主義による以外にない——そのものの動揺と再検討へとおもむかざるをえない。

一八六六年にも、六五年と同じ古き歌をうたいつつけていた。
 （また）三ヶ月前には、党が祖国かという呼び掛けに対して、
 あらゆる方向から党!! と興奮した答が響きわたった。しかし今日では、あげて祖国に榮譽を捧げている。

（しかも）わが目にこのうえない偉大な体験をみたいま、最近

のわれわれの国民的にして自由なる政治をその上に築いてきたあの仮説——それを嚴のように思っていた——がなんと脆いかに氣付く。(傍点は筆者)

政治において決定的なるものは、いまや事實であつて仮説ではない。(傍点は筆者)

八月まで追求してきた政治方式を固執していたならば、われわれはたちまち自滅していただであらう。しかし、われわれは最近の嚴しい教訓に傾聴しているので、間もなく、われわれにふさわしい重要性を取戻すであらう。^①

以上みてきたバウムガルテルの自己批判は、自由主義がナショナルな課題を解決しえなかつたという歴史の現実の前に、そして、これまでの自由主義的信条の非有効性の承認の上に、理念(仮説)よりも現実(事実)を、自由より統一を、そして政治よりも経済を、市民階級の生きいく拠所とすべしと説いているのである。このような自由主義の政治的な、内面的な変貌を、ある英米系学者のように、「転向」^②「ミリタリズムとブルジョアの俗物性への転落」と断罪することも、また、あるドイツ系学者のように「悲劇」として同情の目差しを向けることも、それぞれ理由のあること

ろである。だが、本節の課題——ドイツにおける政治的安定の特質の究明——に応えるためには、ある論者の次の言葉が注目される。

ブルジョアジーは、自己の政治権力を即座に断念することによって、自己のなしくずしの社会的解放をあがなう。^③

国民自由党の成立は、「政治権力の断念」すなわち自由主義の体制内化の確立を意味した。しかし、その体制内化は、ブルジョアジーが一国の統治能力ある政治勢力へと成長しゆく可能性と展望とを自ら閉じ、「国民的に」ではなく「ブルジョアの、階級的に」その社会経済的インタレストの追求に終始するという形で実現されたのである。このことを、次の二つの事実と連関させてみると、その問題ははつきりしてくる。進歩党残留派は「自由」の理念の「光榮」ある保持者ではあつたが、現実を動かさうる政治勢力からは程遠い少数派にとどまつた。また、保守勢力に目を転ずるとき、自由保守党という分派を除き、彼らは守旧的反動主義を完全に克服しえないままに、大土地所有者の農業インタレストを追求し、官僚と軍部とにおけるエンカーの特権的地位の固執に終始する階級的、エゴイズムの党

へと固着していったのである。こうして、後年、マックス・ウェバーが痛嘆したように、ドイツの政治を、一階級・一階層の狭隘な視野から解放された国民的見地から、運行せしめていく力ある政治勢力は遂に成立しうる可能性を喪失したのである。このことは、ビスマルクのレアル・ポリテイク（現実主義的保守主義）を支える永続的な、社会的政治的階層の不在を意味する。ビスマルクが如何なる政治的社会的集団とも永続的な同盟関係を結ばなかったのは、レアル・ポリテイク一般が負わねばならない宿命だけではなく、このような特殊ドイツ的な事情がひそんでいたのである。ゼントルマン階層と保守党という、社会的にも政治的にも永続的な支柱をもつことのできた、イギリスの現実主義的保守主義とそれの嚮導する政治的安定とを想起するとき、そこにドイツとイギリスとの政治の運行形態とそのメカニズムにおける、鮮明なコントラストをみることでできよう。

国民自由党の成立、それは「ドイツの政治的安定」に対するポジティブな意義と共に、以上の如き「負」の問題性

を孕むものとして評価されねばならない。ビスマルクのレアル・ポリテイク展開の政治的与件の解明は、以上をもつて、ほぼ達したかと思う。今後は「ビスマルクのレアル・ポリテイクの構造」そのものの分析へとむかわねばならない。他日を期した。

- ① Baumgarten, H., *Der deutsche Liberalismus. Ein Selbstkritik* (1866) (*Historische und politische Aufsätze und Reden*, S. 211 ff.)
 - ② Baumgarten, a. a. O., S. 96.
 - ③ Baumgarten, a. a. O., S. 211, 215.
 - ④ Baumgarten, a. a. O., S. 194, 213, 211, 187, 215.
 - ⑤ Kohn, H., *The Mind of Germany*. New York 1960, p. 128, 153.
 - ⑥ Sell, F. C., *Die Tragödie des deutschen Liberalismus*. Stuttgart 1953, S. 208 ff.
 - ⑦ エンゲルス『ドイツ農民戦争』第三版によせて（選集一六卷上、一五七頁）
- 〔付記〕本テーマ研究に際して、財団法人・文友会より昭和三十七年度「独乙文化研究者に対する奨学金」を交付された。記して関係者各位に謝意を表する次第である。

（京都大学助手）

one tends to develop a peculiar way of thinking which colours in turn even the interpretation of foreign history. This may result, for instance, in a theory of self-development of national economy like that to which students stick so tenaciously in post-war Japan. In studies of English history, they have been mainly concerned with the conditions to England, not with her relations with the outer world. This is, I think, why the history of 'English trade has not been treated as it deserves. It has even been brushed aside under the name and on the pretext of circulationism. This will not hold good when we think of a country like England.

This paper is an attempt to trace the economic trends of the sixteenth century as they were revealed in woollen export from London. The attempt was made, as is well known, in a pioneering work of Professor Fisher to which this paper owes much. The economic trends depended on the Antwerp mart in the sixteenth century and my concern in this paper was, first of all, to trace the trade from Antwerp onward into the Continent. This attempt will also be justified when we consider the theory in this country that the main part of the woollen export was directed to America in exchange for silver after the geographical discovery. In the sixteenth century the market for English woollens was not in America but in Middle Europe and the Levant. Secondly, my interest was to revalue the Elizabethan policies in the light of the changed mood after the depression of the 1550s. To a student of English history the making of the Empire will be a vital problem. This paper will be a contribution to the problem, explaining when and why the first step towards calonization was taken in the history of England's trade.

The Constitutional Conflict in Prussia and the Formation of the National Liberal Party

by

Yukio Mochida

As one of the features of our historiography, an emphasis has

been laid on the relations between political stability and the role of the statesmen. This paper, from this point of view, aims at understanding the character of liberalism in Prussia on the eve of German unification.

In 1866 an essay, "Der Deutsche Liberalismus Eine Selbstkritik" by Hermann Baumgarten was published. It is one of the most remarkable —though today largely forgotten— documents in the history of German liberalism. Like most liberals, Baumgarten had opposed Bismarck and the King. But in the essay he declared that he and his fellow scholars had been wrong, and that they had been beaten by Bismarck's Realpolitik. Such a change of opinion among the liberals was one of the outcomes of the Constitutional Conflict and it led to the formation of the National Liberal Party. Therefore, by analysing the political process, we shall be able to clarify the character of liberalism on the eve of German unification.

The ideal of the National Liberal Party was to be that only the traditional upper class could govern, and that henceforth the citizen should give up trying to win political power and abandon himself to pursue only bourgeois interests. Baumgarten also concluded in the essay that the citizen had been born to work but not to be a statesman. After 1866 Germany did not know liberalism as it was developed in England. A Gladstone and a Mill would be out of place in the modern history of Germany.

Tehran, Capital of Iran

by

Takeo Oda

Iran's capital, Tehran, is located in a vast basin at the southern foot of the Elburz Range of mountains. The area around Tehran has a dry climate, but as it abounds in water from the snows of the Elburz Mountains and also in subsurface water, and is at a strategic location on the routes of communication, it was one of